

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年8月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第 2500130 号
厚生局事案番号 関東信越（東京）（厚）第 2500048 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで

昭和 45 年 4 月に、中学校の先輩の紹介で A 社に入社し、10 年以上勤めたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間のうち昭和 53 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、商業登記の記録により確認できる A 社の本店所在地に送付した照会文書は不達であり、オンライン記録等によると、同社の代表取締役及び取締役 3 名は、既に亡くなっていることが確認できることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は A 社の同僚 7 名を記憶しているが、姓又は名のみの記憶であり、当該同僚を特定することができず、また、請求者は自身の兄も同社で勤務していた旨陳述しているが、オンライン記録によると、当該兄は既に亡くなっていることが確認でき、いずれも照会することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。